

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十九年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあつては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十九年七月十一日午前十時	センチュリーホーム株式会社	岡村隆洋	埼玉県川口市栄町三丁目十一番十五号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館一〇一会議室